

制度改正にともなう対応

『うかる！ マンガ宅建士入門 2025 年度版』の内容に関する法改正に伴い、該当箇所について下記「改正後」の赤字のとおり読替えいただきますようお願い申し上げます。

P140_キーワード_免許の申請手続き

改正前	都道府県知事の免許を申請する場合には、都道府県知事へ直接申請する。国土交通大臣の免許を申請する場合は、本店の所在地の都道府県知事を経由して申請する。
改正後	免許の申請は、直接、都道府県知事や国土交通大臣に免許申請書を提出することにより行う。

P140_キーワード_免許申請以外の届出

改正前	免許の申請以外の国土交通大臣への各種届出時にも、本店の所在地の都道府県知事を経由して行うのが原則となる。
改正後	免許の申請以外の国土交通大臣への各種届出も、直接、国土交通大臣に対して行う。

P171_キーワード_速算法

改正前	売買の報酬の基準となる報酬限度額のこと。例えば、代金 400 万円超の物件の場合では、代金の 3 % + 6 万円 + 消費税が限度額となる。
改正後	売買の報酬の基準となる報酬限度額のこと。例えば、代金 400 万円超の物件の場合では、 原則として 、代金の 3 % + 6 万円 + 消費税が限度額となる。

【修正理由】低廉な空家等（税抜き 800 万円以下の宅地・建物）については、媒介に要する費用を勘案して、媒介契約の締結に際しあらかじめ、報酬額について依頼者に説明し、合意があれば、 $(800 \text{ 万円} \times 3 \% + 6 \text{ 万円}) \times 1.1 = 33 \text{ 万円}$ まで、受領できるようになったため。

P171_和泉のワンポイントアドバイス 改正

改正前	宅建業者は事務所ごとに、報酬額を見やすい場所に掲示しなければいけません。
改正後	宅建業者は事務所ごとに、報酬額を見やすい場所に掲示しなければいけません。 デジタルサイネージによる掲示も可能です。